

改 正 後	現 行
<p>第六 居宅訪問型児童発達支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>基準第 71 条の 8 は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に以下の点について、留意すること。</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援事業所における従業者の員数については、各地域における指定居宅訪問型児童発達支援の利用の状況や指定居宅訪問型児童発達支援の業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。</p> <p>なお、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たる従業者の要件は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員として配置された日以後、直接支援の業務に 3 年以上従事した者とする。</p>	<p>(4) 準用(基準第 71 条の 6)</p> <p>基準第 71 条の 6 により、第 7 条、第 12 条から第 22 条まで、第 25 条第 2 項、第 26 条から第 30 条まで、第 32 条、第 34 条から第 45 条まで、第 47 条から第 50 条まで、第 51 条第 1 項及び第 52 条から第 54 条まで、第 54 条の 10 から第 54 条の 12 まで、第 65 条及び第 70 条(第 1 項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の 1 の(3)、3 の(2)から(11)まで、(14)の②、(16)から(19)まで、(21)、(23)から(35)まで、(37)から(43)まで((40)の②を除く。)、第三の 5 の(5)から(7)までを参照されたい。</p> <p>第六 居宅訪問型児童発達支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>基準第 71 条の 8 は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に以下の点について、留意すること。</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援事業所における従業者の員数については、各地域における指定居宅訪問型児童発達支援の利用の状況や指定居宅訪問型児童発達支援の業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。</p> <p>なお、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たる従業者の要件は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理<u>指導</u>担当職員として配置された日以後、直接支援の業務に 3 年以上従事した者とする。</p> <p>2 設備に関する基準</p>

改 正 後	現 行
	<p>(1) 事務室</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。</p> <p>なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>(2) 受付等のスペースの確保</p> <p>事務室又は指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。</p> <p>(3) 設備及び備品等</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定居宅訪問型児童発達支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p> <p>なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</p> <p>3 運営に関する基準</p>

改 正 後	現 行
<p>(4) 準用(基準第 71 条の 14)</p> <p>基準第 71 条の 14 により、第 12 条から第 22 条まで、第 24 条、第 25 条、第 26 条(<u>第 6 項及び第 7 項を除く。</u>)、<u>第 26 条の 2</u>、<u>第 27 条から第 30 条まで</u>、<u>第 32 条</u>、<u>第 34 条から第 36 条まで</u>、<u>第 38 条</u>、<u>第 38 条の 2</u>、<u>第 40 条の 2</u>、<u>第 40 条の 3 第 1 項</u>、<u>第 41 条から第 45 条まで</u>、<u>第 47 条から第 50 条まで</u>、<u>第 51 条第 1 項及び第 52 条から第 54 条までの規定は</u>、<u>指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用されるものであることから</u>、<u>第三の 3 の(2)から(11)まで</u>、<u>(13)から(15)</u></p>	<p>(1) 身分を証する書類の携行(基準第 71 条の 11)</p> <p>障害児等が安心して指定居宅訪問型児童発達支援の提供を受けられるよう、指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者又は当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、この証書等には、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p> <p>(2) 通所利用者負担額の受領(基準第 71 条の 12)</p> <p>指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の 3 の(12)を参照されたい。</p> <p>(3) 運営規程(基準第 71 条の 13)</p> <p>指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の 3 の(26)①から⑤まで、⑦、⑧を参照されたい。</p> <p>(4) 準用(基準第 71 条の 14)</p> <p>基準第 71 条の 14 により、第 12 条から第 22 条まで、第 24 条、第 25 条、第 26 条(<u>第 4 項及び第 5 項を除く。</u>)、<u>第 27 条から第 30 条まで</u>、<u>第 32 条</u>、<u>第 34 条から第 36 条まで</u>、<u>第 38 条</u>、<u>第 38 条の 2</u>、<u>第 41 条から第 45 条まで</u>、<u>第 47 条</u>、<u>第 49 条</u>、<u>第 50 条</u>、<u>第 51 条第 1 項</u>、<u>第 52 条から第 54 条まで</u>及<u>び第 63 条の 2</u>の規定は、<u>指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用されるものであることから</u>、<u>第三の 3 の(2)から(11)まで</u>、<u>(13)から(19)まで</u>、<u>(21)</u>、<u>(23)から(25)まで</u>、</p>

改 正 後	現 行
<p>まで (⑥及び⑦を除く。)、(15の2)、(16)から(19)まで、(21)、(23)から(25)まで、(27)、(28)、(30の2)、(30の3)の①、(31)から(35)まで、(37)から(39)まで、(40)の①及び(41)から(43)までを参照されたい。</p> <p><u>第三の(16)①を参照するに当たっては、「5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「5領域との関連性を踏まえた」と、「インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的な内容については、例えば、保育所等への移行支援等のインクルージョンの観点を踏まえた取組や、地域との交流の機会の確保等の支援におけるインクルージョンの視点などが考えられる。なお、「とあるのは「なお、」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(27)、(31)から(35)まで、(37)から(39)まで、(40)の①及び(41)から(43)までを参照されたい。</p>
<p>第七 保育所等訪問支援</p>	<p>第七 保育所等訪問支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>基準第73条は、指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に以下の点について、留意すること。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業所における従業者の員数については、各地域における指定保育所等訪問支援の利用の状況や指定保育所等訪問支援の業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。</p> <p>なお、指定保育所等訪問支援の提供に当たる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者とする。</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 準用(基準第75条)</p>